

横浜みどりアップ計画の推進について

横浜みどりアップ計画の推進にあたり、将来にわたって緑の総量の維持・向上を図るため、新規・拡充施策や新たな制度等の活用、財源確保策等を検討してまいりました。

今回、新たな税制案について広く市民の意見を把握するために実施した「横浜みどりアップ計画の推進に向けた新たな税制案に対する市民意見募集」の結果についてご報告するとともに、「横浜みどり税条例」、税の使途と及び使途の明確化の方策、市民参加の組織の設置について、報告します。

1 横浜みどりアップ計画の推進に向けた新たな税制案に対する市民意見募集の結果について ・・・【別紙】

2 横浜みどり税条例について

(1) 趣旨

緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るため、「横浜みどり税」として横浜市市税条例に定める市民税の均等割の税率の特例を定めるとともに、固定資産税及び都市計画税の特例措置について定めることを目的としています。

(2) 横浜みどり税の概要

ア 課税方式

市民税（個人・法人）均等割超過課税方式

※ 市民税均等割への超過課税とは

現在、市民税では、地域社会の費用の一部を広く均等に市民の方に負担していただく趣旨で、均等割（個人 3,000 円、法人 5～300 万円）を課税しています。

今回の超過課税は、その均等割に一定額（率）を上乗せする方法です。

【参考】市民税均等割が課されない方

所得が一定金額以下の方は、市民税均等割が課税されません。

イ 税率

（個人）年間 900 円

（法人）現行の年間均等割額の 9 %相当額

※ ただし、当初 2 年度間は利益計上のない法人を除きます。

（利益計上のない法人：全法人の約 6 割（平成 19 年度））

ウ 税収規模

約 24 億円（年平均）（個人 約 16 億円 法人 約 8 億円）

エ 実施期間

平成 21 年度から 5 年間

（個人）平成 21 年度分から平成 25 年度分まで

（法人）平成 21 年 4 月 1 日（利益計上のない法人については、平成 23 年 4 月 1 日）

から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度分

オ 基金への積立て

税収相当額を「緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るための基金（別途新設）」へ積み立てます。

(3) 緑化認定証の交付を受けた建築物の敷地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置

ア 内容

緑化地域制度や緑の環境をつくり育てる条例等に定める緑化基準を超えて5%以上、上乗せして緑化を行い、横浜市建築物緑化認定証の交付を受けた建築物の敷地のうち、一定の条件を満たすものについては、固定資産税・都市計画税の軽減措置を導入します。既存、新設を問わず対象とし、導入により緑の保全と創造を推進していきます。

イ 対象

緑化地域制度等に伴う緑化基準を超えて5%以上の上乗せ緑化を行った建築物の敷地。(敷地面積500㎡以上で緑化認定証の交付を受けたものに限ります。)

[緑化基準]

(ア) 緑の環境をつくり育てる条例

敷地面積	500㎡～1,000㎡未満		1,000㎡以上	
	商業系用途地域	その他の用途地域	商業系用途地域	その他の用途地域
工場等	5%	5%	10%	15%
工場等以外	5%	5%	5%	10%

(イ) 横浜市開発事業の調整等に関する条例

開発事業面積	500～1,000㎡	1,000㎡以上
商業系用途地域	5%	5%
その他の用途地域	5%	10%
斜面地における地下室建築物		建築敷地の10%

(ウ) 緑化地域

住居系用途地域	10%
---------	-----

(エ) 横浜市工場立地法地域準則条例

工業専用地域	15%
工業地域	
準工業地域	20%
金沢地先埋立地再開発用地	13%
その他の区域	25%

ウ 条件

平成21年4月1日から平成25年12月31日までの間に、緑化部分全体を10年間保全する契約を本市と締結しているもの

エ 軽減期間

当該契約を締結した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から10年度分

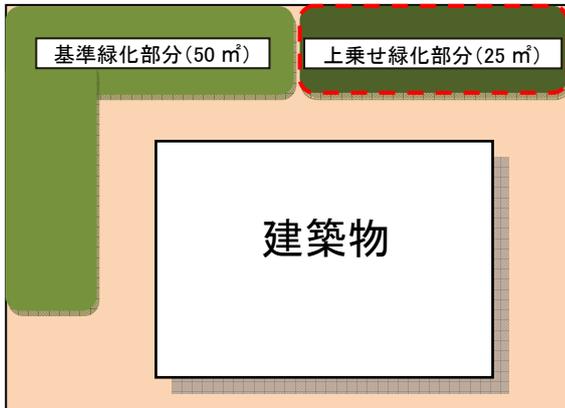
オ 軽減額 上乗せ緑化部分に相当する税額の1/4

カ 対象面積 約30ha

キ 軽減規模 約0.5億円/年

【参考 1】 緑化認定証交付建築物敷地の軽減措置のモデルケース

(事例) 敷地面積 500 m²・緑化基準 10%・実際の緑化面積 75 m²



<主な軽減要件>

- ・基準緑化部分：50 m²（敷地の10%）
- ・上乗せ緑化部分：25 m²（5%以上に適合）
- ・緑化部分全体：10年間の保全契約締結

<軽減対象面積>

- ・25 m²（全体緑化75 m²－基準緑化50 m²）
実際の緑化面積75 m²のうち、基準緑化部分50 m²を差し引いた上乗せ緑化部分25 m²が軽減対象。

<軽減額>・25 m²に相当する税額の1/4が軽減対象。

(4) 指定された農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置

ア 目的

農業経営上不可欠な農業用施設用地の固定資産税・都市計画税の負担軽減を図り、農業経営の安定と農地保全を推進します。

イ 対象

農家の敷地内等にある農業用施設の用に供する土地
（農業用施設用地）

ウ 条件

平成21年4月1日から平成25年12月31日までの間に、所有農地等を10年以上耕作すること及び当該農業用施設を10年間継続して利用する契約を本市と締結し、当該施設の敷地として指定を受けているもの

エ 税軽減内容

(ア) 軽減税目 固定資産税、都市計画税

(イ) 軽減額 一般の農業用施設用地の税額との差額相当分

〔住宅敷地等と同じ宅地課税となるため、敷地外にある一般の農業用施設用地と比較して税負担が高い。〕

(ウ) 軽減期間

当該契約を締結し、指定を受けた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から10年度分

(エ) 対象面積 約30ha

(オ) 軽減規模 約1億円/年

【参考2】農業用施設用地の例

今回、軽減措置の対象となる農業用施設用地とは、農業振興地域の整備に関する法律第3条第3号又は第4号に掲げる施設の敷地となります。具体的な例を挙げると、次のとおりです。

1 農用地等の保全又は利用上必要な施設

農用地等における土壌浸しよく、地すべり等の災害を防止するために必要な溜池、排水路、階段工、土留工、防風林等及び土地の農業上の効用を高めるために直接必要なかんがい排水路、農道、牧道等の施設

2 耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設（1の施設を除く。）で次に掲げるもの

- (1) 農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設、畜舎、蚕室、温室、農産物調製施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設
- (2) 種苗貯蔵施設、農機具収納施設、たい肥舎その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設
- (3) 耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理する次に掲げる施設
 - ア 主として、自己の生産する農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の用に供する施設
 - イ 主として、自己の生産する農畜産物又は自己の生産する農畜産物を原料若しくは材料として製造され若しくは加工されたものの販売の用に供する施設
- (4) 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

【参考3】農業用施設用地の軽減措置のモデルケース

1 想定事例

（市内農家のサンプル調査による標準モデル）

- (1) 農家の敷地全体の面積 743 m²
- (2) 農業用施設用地の面積 215 m²

2 モデル計算例

(1) 市街化調整区域

ア 農家の敷地内の農業用施設用地

- (ア) 1 m²当たりの税額
322 円/m²（固定資産税）

- (イ) 農業用施設用地部分に相当する税額
69,230 円（=322 円/m²×215 m²）

イ 一般の農業用施設用地

- (ア) 1 m²当たりの固定資産税額
30 円/m²（固定資産税）

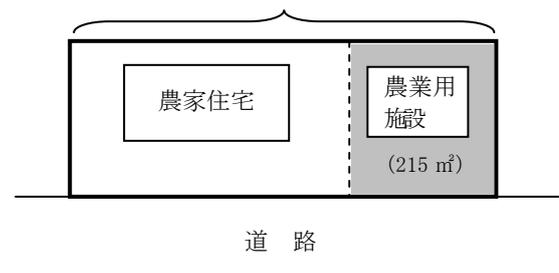
- (イ) 農業用施設用地の税額
6,450 円（=30 円/m²×215 m²）

ウ 税負担の差

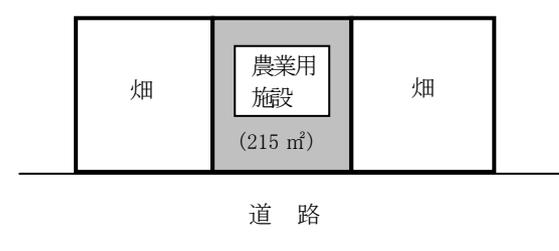
62,780円（=69,230円－6,450円） 1 m²当たりの差額：292 円/m²

○農家の敷地内にある農業用施設用地の例

農家の敷地全体（743 m²）



○一般の農業用施設用地の例



(2) 市街化区域

ア 農家の敷地内の農業用施設用地

(ア) 1㎡当たりの税額

424円/㎡（固定資産税：322円/㎡、都市計画税：102円/㎡）

(イ) 農業用施設用地部分に相当する税額

91,160円（=424円/㎡×215㎡）

イ 一般の農業用施設用地

(ア) 1㎡当たりの固定資産税額

36円/㎡（固定資産税：30円/㎡、都市計画税：6円/㎡）

(イ) 農業用施設用地の税額

7,740円（=36円/㎡×215㎡）

ウ 税負担の差

83,420円（=91,160円－7,740円 1㎡当たりの差額：388円/㎡）

※ 税額は、平成20年度固定資産概要調書の数値を参考に試算した。

※ 市街化区域の税額については、農業用施設用地の立地条件等を考慮し、市街化調整区域内に所在する宅地とおおむね同等と仮定して試算した。

3 税収の使途と使途の明確化の方策について

(1) 税収の使途について

「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」（素案）のうち、

- ① 公有地化等樹林地・農地の保全
- ② 緑化の推進
- ③ 維持管理の充実による緑の質の向上
- ④ 市民参加の促進

などの事業に充てます。

なお、税率の引き下げに伴う影響（財源不足）については、事業の内容や優先度を見極めながら、以下のとおり、事業手法の工夫による財源確保や実施期間の一部延伸等を検討するとともに、緑の総量アップ等に直接効果のある樹林地の買取や農地保全、緑化の推進などの事業については財源を優先的に確保することで、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」（素案）の根幹を損なうことなく事業を推進してまいります。

- ① 農園付公園整備事業（借地公園）や市民農園用地取得事業については、事業手法の工夫により国庫補助事業とする方向で検討します。
- ② 緑地再生・管理事業については、緑地保全指定と同年度に実施を予定していましたが、翌年度の実施に延伸します。その期間を活かして、市民協働による維持管理活動の組織づくりや計画づくりの充実化を図ります。

(2) 使途の明確化の方策について

横浜みどり税の税収分の使途等を明らかにするために、税収の管理と年度間の財源調整を行うための「**基金**」を設置することとし、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」全体を対象とした「**特別会計**」を設置する方向で検討をすすめています。

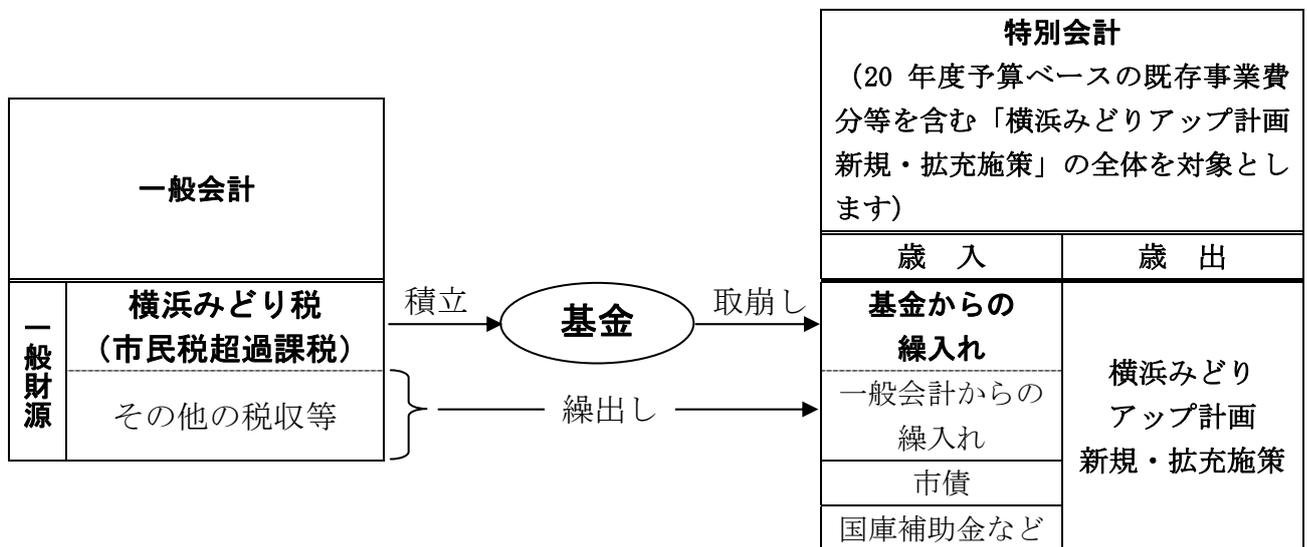
■ 基金及び特別会計のイメージ

「基金」

横浜みどり税は、市民税の超過課税の形でご負担をお願いするものですが、その税収の使いみちは「横浜みどりアップ計画 新規・拡充施策」に限定されます。そこで、この税収を管理する基金を設置することにより、他の一般財源から明確に分離するとともに、年度間の財源調整も行います。

「特別会計」

横浜みどり税の使途を明確にするためには、横浜みどり税を充当して実施する事業のみならず、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」全体について、その内容や進捗状況を他の施策と分離して明らかにしていく必要があると考えています。そこで、新たに、20年度予算ベースによる既存事業費等を含めた「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」全体を対象とする特別会計を設置して、横浜みどり税の使途を明確にします。



4 市民参加の組織の設置について

税収の受け皿として基金を設置するとともに、その適正な運用に向けた市民意見反映のしくみとして、市民参加の組織の設置について以下の方向で検討を進めています。

(1) 目的

基金の適正な運用を図るとともに、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」（素案）に掲げられた事業を効果的に推進するため、市民の視点から事業計画、事業進捗に対する意見や提案等を行う組織を設置します。

(2) 構成

公募市民をはじめ、緑の保全と創造に関わる団体の代表や有識者など幅広い参画による組織構成を検討します。（概ね 10～20 人程度を想定）

《参考：構成例》

- ア 公募市民：個人
- イ 関係団体：農業団体、経済団体、市民団体、NPO など
- ウ 有識者

(3) 主な活動内容

税収の使途となる事業及び関連事業を含め、事業計画、実施状況等に対する意見や提案等をいただき、計画への反映を図ります。

また、施策の推進のためには、市民の参加・協働が不可欠であることから、上記会議の公開開催や、HP 等広報媒体の活用、公募市民を中心とした情報発信等により、市民理解を得ていく工夫についても検討を進めます。

《参考：活動例》

- ア 事業進捗や次年度計画に対する意見具申
- イ 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の施策や達成状況に対する意見具申
- ウ 緑の保全・創造施策、特に市民協働型事業への市民参画に向けた方策検討等
- エ 市民への情報発信
- オ その他必要なこと

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の推進に向けた 新たな税制案に対する市民意見募集の実施結果について

横浜みどりアップ計画の推進に向けた新たな税制案に対する市民意見募集の結果がまとまりましたので、提出されたご意見の概要とそれに対する現時点の考え方についてお知らせします。

1 市民意見募集の実施期間

平成 20 年 10 月 18 日（土）から平成 20 年 11 月 9 日（日）まで

2 市民意見募集に付した新たな税制案の概要

(1) 課税方式

市民税（個人・法人）均等割超過課税方式

(2) 用途

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）のうち、①公有地化等樹林地・農地の保全、②緑化の推進、③維持管理の充実による緑の質の向上、④市民参画の促進など 16 施策 31 事業を市民税均等割超過課税によって実施

(3) 必要財源額

約 32 億円（単年度平均）

(4) 税率

（個人）年間 1,100 円

（法人）現行の年間均等割額の 11%相当額

（資本金等の規模により 5,500～330,000 円）

(5) 実施期間

平成 21 年度から 5 年間

（個人）平成 21 年度分から平成 25 年度分まで

（法人）平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度分

(6) 用途の明確化と検証

- ・ 超過課税による税収分を管理する基金を設置
- ・ 関連事業の収支について、新たな税負担による財源と既存財源を区分して管理する特別会計の設置を検討
- ・ 効果検証等に向け、市民、関係団体、有識者等からなる組織を設置

(7) 固定資産税等の軽減措置

- ・ 緑化認定証の交付を受けた建築物敷地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置
- ・ 農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置

3 市民意見募集に係る市民周知の取組

当初予定

【公表・周知方法】

- (ア) 区役所、市民情報センター、行政運営調整局、環境創造局において、新たな税制案を公表
- (イ) 本市ホームページに新たな税制案を掲載
- (ウ) 周知用の広報紙（タブロイド版）を作成し、市内PRボックス、緑化関係イベント（市内11会場）等で配布
- (エ) 新聞に意見募集に関する広告を掲載
- (オ) 地域の団体、集会、会合への出張説明会の開催等

充 実

【周知用広報紙の拡充】4万部→11万5千部

- ・ タブロイド版・同コピー（約9万5千部）
- ・ A4版チラシ（約2万部）

【新たに加えた取組】

- ・ 財政状況・行政改革に関するチラシを周知用広報紙に挟み込み
- ・ 区役所出張説明会の実施
- ・ 駅前チラシ配布の実施

実施結果

- ◆ 区役所等やホームページでの新たな税制案の公表、広報紙の配布のほか、以下の取組を実施

【イベント】15会場で広報紙を配布

- ・ 区民まつり（西区・港南区・保土ヶ谷区・旭区・金沢区・港北区・青葉区・都筑区・戸塚区・泉区）のほか、その他のイベント5か所

【新聞広告】7紙に広告を掲載

日経新聞（10/24）、読売新聞（10/24）、産経新聞（10/25）、神奈川新聞（10/26）、朝日新聞（10/28）、毎日新聞（11/1）、東京新聞（11/1）

【区役所出張説明会】18区で実施

- ・ 各区半日単位で出張説明会を実施

【駅前ちらし配布】関内駅前（10/31）・桜木町駅前（11/5）

- ・ 朝の通勤時間帯にチラシを配布（各3千部）

【団体・集会等への出張説明】 合計120団体

- ・ 経済団体など84団体への出張説明の実施
- ・ 市連会、区連会（18区）、連合町内会9か所、自治会・町内会6か所、市民団体2か所への出張説明会の実施

4 提出された文書の数

提出方法	提出された文書の数
郵送・持参	457 通
ファクシミリ	134 通
Eメール	120 通
合計	711 通

5 提出された文書の状況

区 分	提出された文書の数
税制案の導入に反対など、否定的な立場からの意見	363 通
税制案の導入に賛成、やむを得ないなど、肯定的な立場からの意見	178 通
税制案に対する否定的または肯定的な意見の記載がないもの（施策の要望や提案などにとどまる意見など）	103 通
税負担に肯定的ながら、税制案の修正を求める意見	50 通
その他（市民周知の進め方など）	17 通
合計	711 通

再分類

1 通の文書に、複数の意見が記載されているものが多くあるため、さらに意見内容ごとに区分し、再分類を行いました。

6 提出されたご意見の分野

ご意見の分野	ご意見の件数
横浜みどりアップ計画について	768 件
市民税（個人・法人）均等割超過課税について	720 件
行財政改革等、行政の内部努力について	236 件
固定資産税・都市計画税の軽減について	33 件
その他（市民周知の進め方など）について	136 件
合計	1,893 件

7 提出されたご意見とそれに対する現時点の考え方

(1) 横浜みどりアップ計画について

ア 提出されたご意見の分類

ご意見の分類	ご意見の件数
緑の保全・創造、横浜みどりアップ計画の推進を支持し、または、施策を提案するご意見	373 件
開発など、これまでの緑減少に対する行政の問題点等を指摘するご意見	143 件
横浜みどりアップ計画に対する課題を指摘するご意見	128 件
規制の充実を求めるご意見	76 件
その他のご意見	48 件
合 計	768 件

イ ご意見の主旨とそれに対する現時点の考え方

(ア) 緑の保全・創造、横浜みどりアップ計画の推進を支持し、または、施策を提案するご意見 (373 件)	
ご意見の主旨	現時点の考え方
<p>横浜みどりアップ計画に賛成。 (137 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹林地を守る施策、農地を守る施策、緑をつくる施策、いずれの施策も良い取組であり、賛成。 ・ 年々減り続ける緑に歯止めをかけ、緑の豊かな自然を次世代へ残すのは私たちの使命。 ・ 横浜みどりアップ計画に賛成。失われていく緑は我々市民も一緒に考えCO₂の削減、地球温暖化にも取り組んでいくことには大賛成。 ・ 緑が少なくなっており、増やすという主旨は十分理解でき、反対はしない。 ・ 緑を保全することに大賛成。 ・ 横浜みどりアップ計画は人が人として生きるためには理想的な計画と思う。 <p>等</p>	<p>横浜の貴重な緑を次世代に継承するため、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」の3つの柱で、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の推進に努力していきたいと考えています。</p>

<p>普及啓発、環境教育について (19件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民1人1人の認識が必要である。 みどりアップが何故必要かということ を訴えなければいけない。 未来を生きていく子供たちに自然が必要だと教えるべきではないか。 <p>等</p>	<p>横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の推進にあたっては、市民や土地所有者の理解と協力が重要であり、緑の重要性や市民協働の必要性なども含め、施策のさらなる具体化を図りながら、よりいっそうの周知、PRを進めていきます。</p>
<p>維持管理について (10件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林を増やして行くことも大切だが、維持管理していくことの方が大切かと考える。 所有者の維持管理には限界があり、税制面での配慮が必要。 <p>等</p>	<p>横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）では、緑地保全制度の拡充等により、できる限り持ち続けていただけるように固定資産税の減免とともに、日常の維持管理についても支援を図ることとしています。また、街路樹や公共施設の維持管理についても拡充しており、適切な維持管理に努めていくこととしています。</p>
<p>市民協働について (24件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 維持管理について、市民協働は大賛成。 山林の荒廃は目にあまる。高齢化や継承者無しの状態は、子供を含めたボランティア活動を育てるべきである。 緑豊かな里山を守っていくためには、ボランティア活動も大切。 <p>等</p>	<p>横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）では、樹林地の維持管理や農地の保全、緑化の推進など、市民との協働を重視しながら取り組むこととしています。そのことから、市民への周知を適切に図り、市民との協働を進めていきます。</p>

<p>樹林地保全施策について (27件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の森のような自然を生かした空間を造ってほしい。子供と散歩できるように草とかもキレイに刈ってほしい。 緑地保存地域を広げる。 斜面緑地の保全が図られるよう望む。 <p>等</p>	<p>横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）では、保全した樹林地を維持管理し、市民の散策など、生活の楽しみになるような様々な利活用を図ることとしています。</p> <p>また、緑地保全制度を重点的に周知することで特別緑地保全地区等の指定を推進し、土地所有者の税負担の軽減や維持管理支援を図るとともに、相続等不測の事態に対応した買取によって樹林地を保全していく制度としています。</p>
<p>相続対策について (21件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 相続税対策を考慮してほしい。 農地や森林の所有者の相続が問題である。国の税制との係わり合いがあるが市として取り組む必要がある。 <p>等</p>	<p>横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）では、特別緑地保全地区等の指定をし、保有継続支援の上、相続等不測の事態に対応した買取を行うこととしています。また、国に対しても、緑地保全等に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充等を要望していきます。</p>
<p>農地保全施策について (29件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地を守ることは、食の安全を考える時、是非取り上げてほしい。 地産地消の推進をエコの面からもとてもよいと思うので、市としてもっと推進してもらいたい。 食糧不足になりつつある昨今、観葉植物を植えるより農業振興だ。 <p>等</p>	<p>農地を守ることは横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）の一つの柱としており、地産地消など農業振興、農地保全、担い手の育成などについても推進していくこととしています。</p>

<p>緑化施策について (63件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑が増える事は環境面で良い事。壁、屋上等、特に学校施設で継続性のある事業を行っていただきたい。 ・ 都市部に緑が欲しい。 ・ 「守る」もいいが、やはり増やす、つくるに力点が必要だと思う。 <p>等</p>	<p>横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）では、市街地等における緑化を進めていくこととしています。公共施設や民有地の緑化を地域ぐるみで進める「地域緑のまちづくり」や、民有地の屋上・壁面緑化や生垣緑化などへの助成の拡充、また、保育園や幼稚園、学校などの芝生化、公共施設の緑化のさらなる推進などを行っていくこととしています。</p> <p>また、良好な維持管理も考えており、街路樹のせん定頻度の向上や公共施設緑化の良好な管理についても進めていくこととしています。</p>
<p>計画全般について (43件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性の維持に重視を ・ 緑地減少ストップではなく増大を目指すべき。 ・ 緑を残すため、さらに強力な施策も考えてほしい。 ・ 樹林地と農地の二区分のみではなく、生物多様性に特に重要な湿地・水田・ため池・水路・かや原といった環境についても施策を設けていただきたい。 <p>等</p>	<p>横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）では、緑の多様な機能として温暖化対策や生物多様性などを位置づけたうえ、樹林地、農地、緑化の3本からなる多様な施策事業に取り組むこととしています。また、緑の総量としての緑被率の減少を食い止めるとともに、長期的には緑被率の向上を目標としています。</p> <p>個々の施策の具体化にあたっては、ご意見の点も参考としながら検討していきたいと考えます。</p>

(イ) 開発など、これまでの緑減少に対する行政の問題点等を指摘するご意見(143件)

ご意見の主旨	現時点の考え方
<p>緑の減少に対する市としての責任について (131件)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 乱開発を許しておいて、今になって”みどり”をと言われても納得出来ない。・ 今まで乱開発を許可しておき、今緑が少ないからと騒ぐことに問題有。現在も緑をつぶす開発が散見される。・ 横浜市の計画は大切かもしれないが、行政が開発をどんどん許して来た今、横浜市の責任は大。・ 緑を豊かにすることにはもちろん賛成だが、横浜市はこれまでどのような努力をしてきたのか。・ 横浜市は「緑確保」に後手・後手の施策を取っている。・ そもそも、緑の減少原因は山を削り、田畑を潰し、開発を進めたからではないのか。・ その他個別地区の開発等に関する意見 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>本市では、これまで、都市活動を支える都市基盤整備、計画的で魅力的な街づくり、また、各種土地利用の適切な誘導など、よりよい都市づくりに努めてまいりました。また、市街地の拡大とともに、緑豊かな住みよい環境を極力保全するよう、都市計画制度等を効果的に活用するとともに、緑施策・農業施策など様々な取組(法令による各種制度に加えて、市民の森、農業専用地区、条例による緑化協議など本市独自の制度等)を進めてきました。</p> <p>しかし、緑の多くは民有地に依存しておりその土地所有者は相続や日常維持管理など負担が重く、高齢化・後継者不足も深刻です。この結果、首都圏の中で好条件の立地環境にあることから、依然として樹林地・農地の減少に歯止めがかかっていないのが現状です。この民有地の緑を守っていくには土地所有者の協力が不可欠で、効果的なさまざまな支援が必要です。</p> <p>今日、環境に対する意識の高まりもあり、「緑を今より減らさない、増やしてほしい」との市民のニーズも大きいものがあります。</p> <p>これらを踏まえ、横浜市では緑の保全・創造を市政の重要テーマとしてとらえ、横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の素案をとりまとめ、樹林地や農地を守り活かす諸施策、身近な街の緑をふやす諸施策などを整え、これらを総合的に推進するとともに、緑の総量を維持・向上することを目指しています。</p> <p>また、個別地区については、それぞれの地区の実態等に合わせ、適切に対応していきます。</p>

道路建設による緑の減少について
(12件)

- ・ 高速道路建設による緑破壊、樹林地・斜面地でのマンション建設による乱開発等緑を破壊する施策を推し進めながら、市民に新たな税を課することは、暮らしにくくなった生活を一層破壊する悪しき施策だ。
- ・ 新たに税金をとって緑を植えるとはどういうことか。もう道路は必要ない。今生えている木々を切ることはやめてほしい。

等

高速道路などは、自家用車の利用だけでなく、新鮮な食品や生活用品の輸送、更には、大地震などの大規模災害における緊急応援や緊急物資輸送などそれぞれ重要な役割をもっており、市民生活に欠かせない社会基盤施設です。このため、道路整備によって、極力、貴重な緑が破壊されるようなことがないように事前に環境への影響を調査し、トンネル区間を多くしたり、道路区域内の緑化をすすめるなど地球環境に配慮した道路整備を進めています。

(ウ) 横浜みどりアップ計画に対する課題を指摘するご意見 (128 件)

ご意見の主旨	現時点の考え方
<p>計画の立案過程、具体性・推進等への指摘 (75 件)</p> <ul style="list-style-type: none">新規税制を求めるのであれば、過去の施策を深く分析・評価し、その上で、「こうするために、これだけの増税によってこういう施策を実施する」ということを示す必要があるのではないか。市民の声を重視するあまり、地権者（個々）の意見をあまり聞いていないように思う。もっとしっかりとした政策を出してほしい。現状維持のために何をすべきかを中心に考えたほうが良い。アップのための施策は理想すぎて実行不可能の部分が多すぎる。もっと絞込みが必要。横浜みどりアップ計画は、抽象的で無意味な内容であり、具体的な内容を示すべきである。もっと分かりやすく説明して、市民の理解と共感を得る必要があると思う。 <p>等</p>	<p>横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）は、これまでの施策の検証や課題の分析、市民ニーズを踏まえつつ、緑の多様な機能に照らして策定したものです。具体的には、過去の施策の検証による横浜市水と緑の基本計画や横浜市環境創造審議会からの提言、緑の減少の要因等を聞くための土地所有者へのアンケート、広く市民の意見を聞くための市民 1 万人アンケート、シンポジウムなどを経てきたものです。</p> <p>新規・拡充施策の内容としては、樹林地、農地、緑化の 3 本の柱のもと、22 施策 42 事業としてとりまとめており、これらの実施にあたっては、PR・周知とあわせ、いただいたご意見なども参考にし、さらに具体化をしていきます。</p> <p>また、計画の推進にあたっては、市民参加の組織を設けるなど、検証を行いながら進めていきます。</p>

<p>事業費について (13件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「横浜みどりアップ計画案」について財源確保は必要だと思うが、603億円だけで充分どころかとても賄いきれない。 費用の節約をお願いします。 <p>等</p>	<p>今回お示しさせていただいた事業費は、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）として必要な事業量から算出したものです。事業費は基金や特別会計で明確化を図りつつ、適正に進行管理するとともに、各施策・事業の効果的な推進に向け、市民の視点を踏まえた事業進捗を図るため、市民、関係団体、有識者等からなる組織の設置を検討しています。</p>
<p>土地所有者等への優遇である。 (12件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ただ、資産家を保護するだけなら問題。 横浜市内の土地（私有地等）の購入にあてる可能性がある。その場合、地主の優遇策になってしまう。また、農地の維持のための支出は事実上資産家に有利になる。 <p>等</p>	<p>緑には、環境保全機能、生産基盤機能、防災機能、保水・遊水機能など多面的な機能があり、受益が広く市民に及びます。しかし、緑の多くは民有地に依存しており、所有者の多くは、相続、日常維持管理、高齢化、後継者不足など様々な課題があり、放置すると減少を食い止められないと考えます。そこで、緑を保全していくためには、これらの課題に対応した施策が必要と考えます。</p>
<p>農地を守る施策を見直すべき。 (7件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地を守る施策はみどりアップ計画とは別枠として扱うべきではないか。 「農地」を「緑」のためと考えるのは大都市の驕り。 <p>等</p>	<p>都市における農地は、生産の場所としてだけでなく、ヒートアイランド現象の緩和などの環境保全機能や、保水・遊水機能など多面的な機能を有しております。そのため、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）において、農地の保全を施策の一つの柱としています。</p>
<p>公園についての課題指摘 (7件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都内の公園に比べて公園の樹木、草の生え方等で横浜はレベルが低い。 公園などは無料でも、別にグラウンド使用料や駐車料金などをとっているのあまり利用できない。 <p>等</p>	<p>公園については、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）とは別に、いただいたご意見も今後の参考としながら、適切な整備や維持管理を進めていきます。</p>

<p>箱ものは要らない。 (3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 支出について、箱もの等施設投資は行わないこと。既存の市施設を利用して実施すること。 <p>等</p>	<p>緑の大切さや楽しさ等を市民に知っていただくとともに、市民協働による維持管理の拠点となる施設が必要なことから、ウェルカムセンター等の施設について新規・拡充施策（素案）の一つとしています。</p>
<p>市民協働が不十分。 (4件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未来永劫森を守るためには、大変な努力と大勢の人の力が必要だと思う。安易な机上プランでは出来ない。 <p>等</p>	<p>横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）では、樹林地の維持管理・利活用や地域ぐるみの緑化など、より多くの市民参画・協働の促進につながるよう、様々な施策の拡充を進めていくこととしています。</p>
<p>これまでの維持管理が不十分。 (3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> そもそも所有者に責任がなさすぎる。ゴミ捨て場化、下草処理の放置その他、なぜ所有者がやらないのか。 <p>等</p>	<p>土地所有者アンケート等からは、維持管理の負担が大きく、今回の横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）においても維持管理支援を拡充していくこととしています。</p>
<p>その他施策に対する様々なご意見 (4件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 以前、ブロック塀を生垣にすると、助成金が出たことがあった。我が家は元々生垣だったので、そのときも不公平感が残り、納得がいかない制度だったことが忘れられない。 剪定枝を貴重な資源としているが、ほったらかしにしている。 その他個別地区に関する意見 	<p>横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）では、緑豊かな市街地の形成を促進するため、生垣設置の助成を拡充することとしています。</p> <p>現在、公園や街路樹などで発生する剪定枝は緑のリサイクル施設などで堆肥やチップとしてリサイクルしています。また、今回の新規・拡充施策（素案）では、「間伐材資源循環事業」において、間伐材を木質バイオマスなどの資源として活用することなどを検討することとしています。</p> <p>個別地区については、それぞれの地区の実態等も踏まえつつ、適切に対応していきます。</p>

(エ) 規制の充実を求めるご意見 (76 件)	
ご意見の主旨	現時点の考え方
<p data-bbox="277 315 826 394">緑を保全するため開発を規制するべき。</p> <p data-bbox="715 405 807 439">(47 件)</p> <ul data-bbox="277 472 826 1301" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="277 472 826 685">・ 緑の大切さは充分理解しているが、開発等による減少を止める手段を考えるべきである。一度緑を失ってからそれを復活するには多大な時間と費用がかかることを認識すべきである。 <li data-bbox="277 712 826 790">・ 緑化のための新たな税制ではなく、開発規制等の方策をすべき。 <li data-bbox="277 817 826 947">・ 緑地が主として民有地であるならば、乱開発に歯止めをかけることが第一と考える。 <li data-bbox="277 974 826 1144">・ 市街化調整区域でも一定の開発が出来るので緑が減少してしまう。何でも許可するのではなく、市のきちんとしたプランを作り許可してもらいたい。 <li data-bbox="277 1171 826 1301">・ 山林については、開発により失われたのがほとんどであり、市街化調整区域の拡充で対処できるのではないか。 <p data-bbox="794 1312 826 1346">等</p>	<p data-bbox="879 315 1426 790">都市計画法による開発許可制度は、無秩序な市街化を防止するという趣旨から、市街化区域内においては、道路・公園などの一定の基準を満たす計画については、開発を許可しなければならないこととなっています。このため、緑を保全するために開発を規制することは困難ですが、本市では、緑が維持できるよう、緑地保存制度や生産緑地地区などにより、樹林地・農地の保全策を行っています。</p> <p data-bbox="879 801 1426 1234">また、市街化調整区域では、都市緑地法による特別緑地保全地区や農業振興地域の整備に関する法律による農用地区の指定等により、貴重な緑地や農地を保全しています。さらに、みどりアップ計画により緑地等を保全する地域では、社会福祉施設など大規模な緑地等の減少を伴う施設の立地を認めないこととし、地域の特性に応じた開発許可制度の運用に努めています。</p> <p data-bbox="879 1245 1426 1720">線引きの見直しについては、神奈川県の見直し基準に基づき、市の見直し基準を設け、その基準に該当する区域について、県に対して線引き見直しの申し出を行っています（市街化区域から市街化調整区域への面的変更に関する市の見直し基準：市街化区域内の農地、山林・緑地で、長期にわたり存続すると見込まれ、市街化区域の一体的、かつ計画的整備を図るうえで支障のない区域）。</p>

<p>開発等について緑化基準を引き上げるべき。</p> <p>(23 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算が足りなければ私有地なので宅地に転用もやむを得ない。宅地転用の際に少しでも緑を残すような規制が一つの方法。 ・ 例えば森林地を開発しマンション、介護施設を建てるとき計画の少なくとも1/3 はそのまま樹林地として残すなど、思いきった規制を行うべきである。このようなことが行われたときは、両手をあげて賛成する。 <p>等</p>	<p>本市では、都市計画法で定める上限値まで緑化基準を強化し、開発許可制度を運用しています。</p> <p>さらに、今回、新たに都市緑地法による緑化地域制度を導入し、住居系用途地域内の一定規模以上の建築行為に対しても緑化を義務づけることとしたほか、現在、斜面緑地での開発行為に関する景観計画の検討を行っているなど、開発等の機会を捉えた緑化に努めています。</p>
<p>規制に関する様々な工夫を行っていくべき。</p> <p>(6 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済ベース（税や緑地の売買、緑地の開発）での商取引をまず規制することから始めたらいかがか。 ・ 都市で庭木のない人・店は各3鉢位のをボランティアで用意することを義務化することである。 <p>等</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

(オ) その他のご意見 (48 件)	
ご意見の主旨	現時点の考え方
<p>緑は減っても仕方がない。 (12 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口増による都市化とみどりアップは本来相容れないものである。 ・ 都市化＝緑の減少でありやむを得ない。 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>市民がゆとりと潤いのある快適な生活を送るためには、良好な緑の保全・創造は重要と考えます。</p> <p>都市の活性化と緑の環境とは対立でなく共存するもので、持続可能でより住みやすく、かつ魅力的な都市を目指すべきと考えます。</p>
<p>緑は充分にある。 (11 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の緑で十分。 ・ 横浜市は他都市に比べて緑がたくさん残っている。 ・ 市の中央部にヒートアイランド現象が目立つが、私達の住んでいる所は開発がそれほど進んでいないため感じない。この問題は地域性によるのでは。 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>本市は、緑施策・農業施策等で様々な取組を進めてきましたが、依然緑は減少しています。さらに、アンケート等による市民の声からは、緑の量を維持してほしい、今より増やしてほしい、緑の中で様々な楽しみを期待等のご意見・ご要望が多く寄せられています。</p> <p>また、緑が有する多面的な機能による受益は広く市民に及ぶことから、全市として取り組むべき課題として受け止め、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）としてとりまとめたものです。</p>

<p>緑被率について (5件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 横浜市が示している緑被率は、同一基準で行っておらず、信頼性が非常に低い。同一基準で算出した場合、事例のような低い数値にはならないと判断する。国の緑被率目標値 30%を大きく上まわっており、新税を課してまで実施すべき状況にはない。 <p>等</p>	<p>緑被率は、市域を上空から写真撮影し、これをもとに一つ一つの樹林地、農地、草地を判定・抽出し、面積を計測するものです。したがって、航空写真や判読、集計の技術の進歩などにより、調査方法は進化、変化してきています。</p> <p>調査方法は、昭和 50 年のメッシュ方式から始まって、現在のデジタル画像集計方式まで、概ね 4 回の改良が加えられています。手法が変化すると、当然ながら、その影響が若干出てまいりますが、全体として、この 30 年間を見ても緑が大きく減少しているという事実には変わりはありません。</p> <p>また、課税データによると、近年の 10 年でも年間約 100ha の山林、農地が減少しています。</p>
<p>他に優先すべき施策がある。 (8件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今は緑より生活優先。子育て支援が先決。 この計画は、大変良いものであるが、今後、経済不況が予想される中、この計画より大切なものがたくさんあり、それを優先した事業計画を立ててほしい。 <p>等</p>	<p>本市は、緑施策・農業施策等で様々な取組を進めてまいりましたが、首都圏の中で好条件の立地環境にあることから、依然緑は減少しています。</p> <p>また、アンケート等による市民の声からは、緑の量を維持してほしい、今より増やしてほしい、緑の中で様々な楽しみを期待等のご意見・ご要望が多く寄せられています。</p> <p>緑の環境は土地利用の変化などにより一度失われると回復することが困難であり、このため緑の環境の保全・創造は先送りにせず、着実に取り組むべき課題と考えます。</p>
<p>維持管理の負担が大きい。 (3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地を持っているがメンテナンスが大変。自分の土地なのに木を切ると周囲に文句を言われる。ブロック塀を生垣にするときは補助金が出るが、手入れには助成がない。 <p>等</p>	<p>横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）では、樹林地の維持管理の支援に取り組むこととしています。</p>

<p>農業を続けるのは大変である。 (4件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化の農地をもっているが、税金が払えないので手放すのは当然だ。 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）では、土地所有者へのアンケートや農政施策検討会での農業実務者等の意見をもとに、現状の様々な課題を把握した上で、その対応策についてとりまとめたものです。</p> <p>農地の保全について、継続保有の支援、維持管理支援、農業振興、農地保全、担い手対策、相続時等不測の事態に対応した買取など、様々な施策、事業を推進していくこととしています。</p>
<p>その他のご意見 (5件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋上緑化や150万本植樹行動などでどれだけ緑の面積が増えたのか。 市街化調整区域内の土地を買取などするときも宅地化内の土地と同じ面積であれば同額の高値で買取るようにしてほしい。 市民への意見聴取をまず行うべきではなかったのか。 	<p>平成19年度までの成果は約70万本となっています。それによる緑面積の増加は、植樹される樹木の種類や大きさはさまざまなため、正確に面積に換算することはできませんが、仮に1本の樹木を1㎡とすると約70haに相当します。また、屋上緑化については、「緑の環境をつくり育てる条例」の緑化協議によるものと屋上緑化助成事業によるものがあり、平成19年度の実績は、合計で約1.1haとなっています。</p> <p>土地の買取は、適正な価格で行っていきます。</p> <p>横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）は、市街化調整区域の土地所有者アンケート、市民1万人アンケート、シンポジウム、農政施策検討会等を踏まえてとりまとめたものです。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地化を計画しておきながら緑が減るのは困るという理論は、市街化調整区域に居住する者から見ると非常に身勝手に思える。 	<p>横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）は、アンケート等により土地所有者の抱える課題を把握した上でとりまとめたものであり、維持管理支援や買取などを進めていくものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用価値を高めるために、規制（たとえば、容積率のアップ等）の緩和も必要と考える。 	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

(2) 市民税（個人・法人）均等割超過課税について

ア 提出されたご意見の分類

ご意見の分類	ご意見の件数
経済状況や負担増の状況など市民生活への影響などから、今回の税制案の導入に反対するご意見	342 件
緑を保全する必要性などから、今回の税制案の導入を容認、賛成するご意見	160 件
課税方法や税率など、税制案の修正等を求めるご意見	124 件
使途の明確化、効果の検証等を求めるご意見	50 件
課税期間に関するご意見	21 件
その他のご意見	23 件
合 計	720 件

イ ご意見の主旨とそれに対する現時点の考え方

(ア) 経済状況や負担増の状況など市民生活への影響などから、今回の税制案の導入に反対するご意見 (342 件)	
ご意見の主旨	現時点の考え方
<p>新税の導入に反対。 (342 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> この不景気に税金を上げるのはいかなものか。 景気後退、金融不安、物価上昇など社会的にも不況な今、なぜ増税なのか。 新たな税金を徴収するのはこの不況時に反対。中小企業者は大変。 世界は、今、百年に一度とも呼ばれる金融危機の中にある。現在の市民の生活を守ることと将来の横浜に必要な緑地保全とどちらが大切なのか。 現在の経済情勢下において、新税を導入すると景気後退がますます加速する。 収入が減り、生きていくための食費、ガス、電気と値上げが続きとても大変。市民生活の大変さがわかっているのか。 衣食住のピンチに襲われているさなか、やるべきことはほかにもっとあるはず。 	<p>現在の市民生活や企業活動は厳しい環境にあると認識しています。</p> <p>一方で、緑は一旦失われたら元に戻すことが非常に困難であることから、緑の保全・創造に取り組んでいくことは、市政にとって喫緊の課題であると考えており、現在の経済動向に配慮しながら、一方で将来の横浜の緑にも対処していく、この両面が求められているものと考えています。</p> <p>そこで、できる限り事業の推進に必要な財源の確保を目指すとともに、市民負担にも配慮し、税率を、個人が 900 円、法人が 9% にそれぞれ引き下げるとともに、利益計上のない法人については、当初の 2 年間、課税しないこととしていきたいと考えています。</p>

<ul style="list-style-type: none"> みどりアップ計画だけとりあげ、市民に新たな税を課するのは理解できない。 <p style="text-align: right;">等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 新税は行政努力により必要ない。 まずは十分な支出削減を行ってからでなければ反対。 単なる税収目的としか思えない。 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>本市では、他都市に先駆けて、様々な行財政改革を進めてきており、特に内部経費については、徹底した削減に努めながら市政を運営しています。</p> <p>具体的には、5年間の職員削減目標(▲1,900人)を2年前倒しで達成し、3年間で▲183億円の人件費削減を図り、人口1,000人あたりの職員数は政令指定都市で最少(5.71人)となっています。</p> <p>また、職員給与についても、政令指定都市で初めて、特殊勤務手当を原則廃止し、▲29億円を削減しました。</p> <p>このように様々な工夫を凝らし、事業や内部経費の見直しを進めることで、これまででも毎年200億円を超える収支不足に対応してきたところです。</p> <p>21年度予算編成にあたっては、ゼロベースからの事務事業の見直しを全庁的に取り組んでいるところです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 開発指向行政を推し進めながら、緑を守るために努力している市民に課税するのはおかしい。 一方で木を切っておきながら、一方で税金をあげるのは納得ができない。 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>本市ではこれまでも、開発に対して「緑の環境をつくり育てる条例」や「横浜市開発事業の調整等に関する条例」を定め、開発規模に応じた緑化の協議や義務付けなどによる誘導を図ってきました。</p> <p>現在、市街化が進み、緑が減少し続ける一方で、緑豊かな環境を望む市民の関心も高まっています。横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)は、こうした背景を踏まえ、様々な事業を推進することにより、緑豊かな環境を次世代へ継承していこうとするものです。</p> <p>その財源の一環として、市民の皆さまに広く・薄くご負担をお願いしたいと考えています。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に負担を負わせての緑化推進は安易。 ・ ボランティアなど、できることからまずやるべき。 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）では、樹林地の維持管理・利活用や地域ぐるみの緑化など、より多くの市民参画・協働の促進につながるよう、様々な施策の拡充を進めていくこととしています。</p> <p>一方で、首都圏の中で好条件の立地環境にある横浜において、緑を保全・創造していくためには大きなコストを要し、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）を着実に推進し、緑豊かな環境を次世代に継承していくためには、各年度の財政状況にかかわらず、安定した財源の確保が必要となります。</p> <p>このような財源確保の一環として、市民税（個人・法人）均等割超過課税によって、市民の皆さまに広く・薄くご負担をお願いしていきたいと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来の施策の効果検証がされていない。 ・ 新税によって効果が出るとは思えない。5年後、現状に何の変化もないと思う。 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）は、これまでの施策の検証や課題の分析、市民ニーズを踏まえつつ、緑の多様な機能に照らして策定したものです。具体的には、過去の施策の検証による「横浜市水と緑の基本計画」や「横浜市環境創造審議会からの提言」、緑の減少の要因等を聞くための「土地所有者へのアンケート」、広く市民の意見を聞くための「市民1万人アンケート」、「シンポジウム」などを経てきたものです。</p> <p>新規・拡充施策（素案）の内容としては、樹林地、農地、緑化の3本の柱のもと、緑の総量を維持するとともに、樹林地の維持管理・利活用、地産地消など農業振興、身近な緑のまちづくりなど、緑の質的な効果も目指すものです。</p> <p>また、計画の推進にあたっては、市民参加の組織を設けるなど、検証を行いながら進めていきます。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 自治体による超過課税制度は極めて慎重に実施されるべき。 横浜市が単独でやることに納得いかない。 税制の運用はあくまでも全体の中で調整されるべきで、目的が正しいからといって、新たな税を創設させるのは反対。 管理経費的な事業は現行の財源で行うべき。一般予算で処理すべき経費まで新税に取り込んで便乗増税しようとするやり方には納得は得られない。 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）を着実に推進し、緑豊かな環境を次世代に継承していくためには、各年度の財政状況にかかわらず、安定した財源の確保が必要となります。</p> <p>首都圏の中で好条件の立地環境にある横浜において、緑を保全・創造していくためには大きなコストを要し、これらは、他都市の行政需要や標準的税負担による行政需要を超える水準のコストと考えられます。</p> <p>このように、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）にかかる事業費は、本市に固有の財政需要であり、その受益は、市民である個人・法人に広く及ぶことから、市民税（個人・法人）均等割超過課税によって、市民の皆さまに広く・薄くご負担をお願いしていきたいと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 市民、法人に対して「緑の保全・創造による受益がある」という発想に同意できない。 ほぼ全ての住民が恩恵を受ける上・下水道のための神奈川県の高額課税と異なり、緑の保全は、横浜市の18区ごとに受益の程度が極めて異なる。 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>緑の保全・創造による受益については、特定の方あるいは特定の区ではなく、市民である個人・法人に広く及ぶと考えられることから、市民税（個人・法人）均等割超過課税によって、広く・薄くご負担をお願いしていきたいと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県が、水源環境保全・再生のための個人県民税の超過課税を実施しており、横浜みどりアップ計画と目的が重複している。 神奈川県が既に超過課税をしているので、県民である横浜市民は、二重の負担になる。 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>神奈川県の水源環境保全・再生のための個人県民税の超過課税は、県民への良好な水の供給を目的に県西部を中心とした森林保全事業経費に充てるものであり、本市の緑地保全に対する活用（交付金等）はないことから、目的や負担の重複はないと考えています。</p>

- たとえ少額でも、知らない人が大勢いる中では、実施すべきではない。
- もっと検討すべきで 12 月の議会に出すのは早すぎる。

等

新たな税制案に対する市民意見募集の周知については、市・区役所、市内公共機関での広報紙の配布やホームページへの掲載、新聞広告の掲載のほか、区民まつりや通勤時間帯における駅前でのチラシ配布など、様々な手段で周知に努めてきました。

また、できる限り新たな税制案についてご理解いただいたうえでご意見をいただけるよう、経済団体（商工会議所、法人会など）や地域の会合などへの出張説明会などを行ってきました。

(イ) 緑を保全する必要性などから、今回の税制案の導入を容認、賛成のご意見
(160件)

ご意見の主旨	現時点の考え方
<p>新税の導入に賛成。 (160件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時期的には悪いが、いつからなら良いのかと考えたとき、「その考えた時」が実施する時だと思う。先送りせず実施されることを望む。 ・ 樹林地や農地が荒れているのは忍びがたい。この税金をプラスし、必要な金を使ってもらいたい。 ・ 緑の維持管理等は所有者に任せっ放しで、好意に甘えているのが現状。市民自らが横浜の緑の保全に積極的に参加する意義は大きい。 ・ 本税は用途がはっきりしているので賛同も得やすい。 ・ 時期尚早との声もあるが、ぜひ早急に進めてほしい。 ・ 緑新税が実現すれば、横浜市民360万人規模の環境団体と呼ぶにふさわしいものと思う。 ・ 月100円程度の負担で緑が保全できるなら、ぜひ新税を導入してほしい。 ・ 私が住むところも緑地から宅地にされたところ。罪滅ぼしのつもりで期間限定の税制についてはやむを得ないと思う。 ・ 日々失われていく緑を眺めながら、その維持・拡充が出来ないものかと悩んでいた。所有者が売却することを「エゴ」だと恨んでいても何ら解決されない。 ・ 短期的な税収の変動や他の施策とのトレードオフに影響されない緑地や水辺の保全に用途を限定した安定財源が生まれ、地権者や市民の緑地保全の努力を促す環境を作り上げることは大きな前進。 	<p>横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の推進に向け、新たな税制を導入していきたいと考えています。</p> <p>今回、皆さまからご意見をいただいた新たな税負担の案では、市民税（個人・法人）均等割への超過課税の税率を個人年間1,100円、法人11%としていましたが、現在の厳しい経済状況を踏まえ、最終的な案をとりまとめるにあたっては、個人年間900円、法人9%にそれぞれ引き下げるとともに、利益計上のない法人については、当初の2年間、課税しないこととしていきたいと考えています。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 調整区域の地主は、税金を払い、山からは収入がなく、地域住民から「落ち葉が邪魔なので切ってくれ」と言われる。新税をその人たちのために使うのなら良いと思う。 今は、これ以上減少しないよう緑を守る最後のチャンス。 <p style="text-align: right;">等</p>	
--	--

(ウ) 課税方法や税率など、税制案の修正等を求めるご意見 (124 件)

ご意見の主旨	現時点の考え方
<p>緑地減少の原因者である開発事業者や緑地の売却者に課税すべき。</p> <p style="text-align: right;">(34 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑を減少させる開発行為について、緑保全税を課すことを検討されたい。 緑確保の財源は乱開発を行う開発業者から徴収すべき。 開発で利益を得た者に負担を求めるべき。 緑地を売って利益を得た人々に負担を求めるべき。 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の推進に向けた新たな税制の検討にあたっては、平成 19 年 8 月に、税財政の専門家で構成する横浜市税制研究会を設置し、本年 8 月まで、1 年間にわたり、ご検討いただきました。</p> <p>その中で、開発事業や開発者を対象にした税制案の検討が行われましたが、他の先行県で実施されている法定外税のように、環境汚染物質の排出対策などと異なり、「緑を減少させること自体を原因にした税負担を求めることが可能か」、また、このような税は、「既存の開発には課税されず、むしろこれまで緑の保全に協力してきた方々が持つ土地に限り課税されることとなることから、公平性の点でどうか」、あるいは開発事業の実施にあたり、「一定の緑化が義務付けられているなかで、法で求められる水準を超えて負担を求めることが可能か」などの点で課題があり、最終的な課税方法としては、市民税の均等割への超過課税方式が適当であるとの結論をいただいています。</p> <p>本市としても、開発事業等への法定外税の可能性について、法的な側面や課税技術の面など様々な観点から検討した結果、同様の判断に至ったところです。</p>

<p>緑や環境への貢献あるいは負荷の度合いに応じた負担とすべき。 (27件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹林や緑の保全に努力してきた人にも一律で課税するのはおかしい。 ・ 住宅に樹木を植えている状況を把握して課税額を決定すべき。 ・ 排ガスの影響はとて大きいので、自動車関連の企業から税を徴収すべき。 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>緑や環境への貢献あるいは負荷の程度は様々であり、その程度を個々に特定していくことは困難な面があります。</p> <p>課税手法については、実現しようとする施策によってどのような対象に受益が及ぶかを踏まえて、それに対応した方法を採用していく必要があると考えており、緑の保全・創造による受益は、特定の方ではなく、広く市民に及ぶことから、広く・薄く課税する市民税（個人・法人）均等割超過課税によって、ご負担をお願いしていきたいと考えています。</p>
<p>所得に応じた負担とすべき。 (24件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 均等割額だけでなく所得割、法人税割も加えたほうが良い。 ・ 神奈川県個人県民税の超過課税方式は、均等割と所得割に課税しているため、年収の多い人ほど多く負担するようになっている。 ・ 所得の低い人ほど負担が重い不公平な税制になるので、応能負担を検討してほしい。 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>課税手法については、実現しようとする施策によってどのような対象に受益が及ぶかを踏まえて、それに対応した方法を採用していく必要があると考えています。</p> <p>神奈川県の水環境税は、県民への良好な水の供給を目的に県西部を中心とした森林保全事業経費に充てるもので、水道の利用者に受益が及び、水道使用量が所得に比例するとの考え方から、均等割と所得割の両方で超過課税が行われています。</p> <p>これに対して、緑の保全・創造による受益は、特定の方ではなく、広く市民に及ぶことから、広く・薄く課税する市民税（個人・法人）均等割への超過課税方式が適当であると考えています。</p>

<p>税率を引き下げるべき。 (23件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不況が続く今日、緑税は市民1人年1,000円以下に抑えるべき。 ・ 他の自治体と同様の年500円くらいが適当ではないか。 ・ 緑を守るための税負担は良いと思うが、現下の経済状況を考え、額については熟考すべき。 <p>等</p>	<p>税率を、個人年間1,100円、法人11%から、個人900円、法人9%に引き下げるとともに、利益計上のない法人については、当初の2年間、課税しないこととしていきたいと考えています。</p>
<p>法人にもっと負担を求めるべき。 (6件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人からではなく法人から税を取った方がいいのではないか。 ・ 緑の減少は、個人より法人の果たすべき責任が大きいため、法人の過半の負担を求める。 <p>等</p>	<p>税制研究会の最終報告書において、個人・法人間の負担割合について、所得課税分も含めて、それぞれの負担増加率を同程度としていくことが適当との意見をいただいています。</p> <p>こうした意見を踏まえ、個人・法人の税率については、個人と法人の負担増加率を同程度として設定しています。</p>
<p>市民税の非課税者を含めて、全ての市民に負担を求めるべき。 (4件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての市民が恩恵を受けていると考えらるなら、所得に関係なく全市民に増税すべきだ。 ・ 皆が緑の恩恵を享受するので有れば、非課税者にみどり税をかけないと言うのも不自然。 <p>等</p>	<p>市民税（個人）均等割については、低所得者への配慮として、地方税法において非課税制度が設けられています。</p> <p>この制度により、非課税に該当する方々に対して地方団体が課税を行うことは法律上禁止されており、本市の意思にかかわらず、課税することができません。</p> <p>したがって、こうした非課税対象の方々を除いたうえで、広く・薄くご負担をお願いしていきたいと考えています。</p>

<p>低所得者などは課税対象から除外すべき。</p> <p style="text-align: right;">(3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金生活者（課税されている人でも）で他に収入のない人からの徴税はやめた方が良い。 ・ 赤字経営の会社については、経営の更なる悪化に繋がりにかからないことから、税負担を考慮すべきである。 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>個人の均等割については、地方税法において、低所得者に対する非課税制度が設けられており、例えば、65歳以上の年金所得者の場合、単身の方は、収入金額155万円まで非課税となっており、配偶者を扶養している方は、同じく211万円まで非課税となっています。</p> <p>このように、個人については、低所得者に対する一定の配慮が行われていることから、非課税対象の方々を除く、課税対象の方々に、広く・薄くご負担をお願いしていきたいと考えています。</p> <p>一方で、法人については、地方税法において、収益の有無にかかわらず、原則として、すべての法人に均等割がかかることとなっています。こうした点から、現在の大変厳しい経済状況を勘案し、当面の2か年について、利益計上のない法人には、新たな負担を求めないこととしていきたいと考えています。</p>
<p>法人は対象外とすべき。</p> <p style="text-align: right;">(1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人への超過課税は他都市との税率不均衡を招き、横浜市への企業誘致に影響を与える。 	<p>環境保全機能、生産基盤機能、防災機能、保水・遊水機能などといった緑が有する多面的な機能に着目すれば、緑の総量を維持・向上させ、また、その質的価値を向上させていくことによる受益は、市民である個人・法人に広く及ぶと考えられます。</p> <p>こうしたことから、市民税（個人・法人）均等割超過課税によって、個人のみならず、法人に対しても、広く・薄く負担をお願いしていきたいと考えています。ただし、現在の厳しい経済状況における企業活動にも十分配慮していく必要があることから、利益計上のない法人については、当初の2年間、課税しないこととしていきたいと考えています。</p>

<p>市街化調整区域の住民に都市計画税を課すべき。</p> <p>(1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域にも都市計画道路を造ったり、都市計画で緑地を確保するなら、都市計画税を課して財源確保すべき。 	<p>都市計画税は、地方税法において、都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業の費用に充てると定められています。</p> <p>また、都市計画法においては、都市計画事業とは、道路や都市高速鉄道、公園などの都市計画施設の整備に関する事業とされています。</p> <p>したがって、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）に掲げる樹林地の買取や維持管理、農地保全、緑化推進等といった費用に充てることができないことから、当該計画の推進に向けた財源確保策の一環として、市街化調整区域の住民に都市計画税を課することは困難です。</p>
<p>消費税で全てを一律でやるべき。</p> <p>(1件)</p>	<p>横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）の各施策にかかる事業費は、本市に固有の財政需要であり、その受益は、市民に広く及ぶことから、消費税ではなく、市民税均等割超過課税によって、市民の皆さまに広く・薄くご負担をお願いしていきたいと考えています。</p>

(エ) 使途の明確化、効果の検証等を求めるご意見 (50 件)	
ご意見の主旨	現時点の考え方
<p>新税は、目的に即して適正に使い、市民に対して情報開示を行うことが必要。 (29 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税金の使用は、ガラス張りで不正のないようにすべき。 ・ 新税制での税金が本当にこの計画のために適切に使われるか疑問。 ・ それぞれの項目ごとに何を行うか明確にし、一般市民が客観的に評価できるようにすべき。 ・ 収支報告を明確にし、事業結果を継続的に公表すべき。 ・ 実際に何に使用されたか一般市民がチェックできるように、決算書をホームページで公表することが必要。 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>新たな税負担により納税していただいた税金を他の財源から分離し明確化するために基金を設置するとともに、関連事業の収支と財源の内訳等を明確にしながら進行管理を行うために特別会計の設置を検討しています。</p> <p>また、この基金の適正な運用を図るとともに、関連施策等の効果的な推進に向け、市民の視点を踏まえた事業進捗を図ることを目的に、市民、関係団体、有識者等からなる組織の設置を検討しています。</p>
<p>市民参加による第三者機関でのチェックや効果検証が必要。 (9 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使途を明確化するために市民参加の組織を設けていくのはよいこと。 ・ 第三者機関等をつくり、広く意見を求めて進めてはどうか。 ・ 費用対効果についてのきちんとした検証もお願いしたい。 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>新たな税金を管理する基金の適正な運用を図るとともに、関連施策等の効果的な推進に向け、市民の視点を踏まえた事業進捗を図ることを目的に、市民、関係団体、有識者等からなる組織の設置を検討しています。</p> <p>具体的な活動内容については、新税の使途となる事業及びその関連事業を含め、事業計画、実施状況等に対する意見や提案等をいただき、施策への反映を図ることを予定しています。</p> <p>さらに、緑施策の推進のためには、市民の参加・協働が不可欠であることから、例えば、本組織の会議を公開して開催することや公募市民を中心とした情報の発信等により、市民の意識や関心を高める工夫についても検討していきます。</p>

<p>事業費を別会計とすべき。 (7件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業費は、他の税と別立てで明朗会計にすべき。 予算及び新たな財源を管理する特別会計を設定すべき。 <p>等</p>	<p>新たな税負担により納税していただいた税収を他の財源から分離し明確化するために基金を設置するとともに、関連事業の収支と財源の内訳等を明確にしながら進行管理を行うために特別会計の設置を検討しています。</p>
<p>わかりやすい基金が必要。 (5件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金を設置すべき。 同じような目的と方向性を持った「よこはま協働の森基金」との関係整理が必要。 <p>等</p>	<p>新たな税負担により納税していただいた税収を他の財源から分離し明確化するために基金を設置します。</p> <p>なお、「よこはま協働の森基金」は、市民に身近な小規模樹林地を保全するため、市民の発意と費用負担等により樹林地の買取等を行っていくもので、税収を明確化する基金とは別のものと考えています。</p>

(オ) 課税期間に関するご意見 (21 件)	
ご意見の主旨	現時点の考え方
<p>5年間に限定せず、長期的な取組とすべき。</p> <p>(11件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施期間が5か年とされているが、単発で終わるのではなく、継続する方向が望ましい。 ・ 課税期間は、「横浜市水と緑の基本計画」の目標年次の平成37年までとすべき。 ・ 少なくとも10年くらい続けないと効果が出ない。 <p>等</p>	<p>緑を保全・創造する取組は、長期・継続的な視点に基づいて行う必要がありますが、一方で、新たな負担をお願いする以上、期間を区切って目標を定め、しっかりと事務効果の検証を行っていくことが必要と考えています。</p> <p>こういった観点から、今回の税制においては、課税期間を5年としているところです。</p> <p>まずは、この5年間で、しっかりと取組を進め、その後については、その間の成果の検証等を踏まえて、検討していきたいと考えています。</p>
<p>5年間限定としているが、恒久化が疑われる。</p> <p>(6件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5年で終わることは考えにくい。制定してしまえば5年以降も延長される可能性が充分にある。 ・ 新しい税金は、薄く広く、小さく産んで大きく育てるのが通例。一度始めれば後は拡大してしまう。 <p>等</p>	<p>横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）は、具体的な目標や事業量、事業経費などについて、新たな税負担を検討するうえで、当面の5か年間としています。</p> <p>今回の税制についても、その間の財源として、期間を設けて実施することから5か年間で終了いたします。</p> <p>しかし、横浜みどりアップ計画自体は、平成37年までを見通した取組として位置付けられていますので、その後については、この5か年間の成果の検証や、次期計画の具体的な施策内容等を踏まえたうえで、是非も含め、改めて検討し、お諮りしていきたいと考えています。</p>
<p>5年間という期間設定は適切。5年後に結果を検証して判断すべき。</p> <p>(4件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5年間の限定は妥当。達成度がある数値以下であれば廃止するという一方で、スタートすべき。 ・ 時限立法とし、目的達成状況により継続、中止を決めること。 <p>等</p>	<p>課税期間を5年間とし、その後については、その間の成果の検証等を踏まえて、検討していきたいと考えています。</p>

(カ) その他のご意見 (23 件)	
ご意見の主旨	現時点の考え方
<p>横浜市は住民税が高い。 (7 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市は、他の市に比べ、税金負担において負担が大きいように感じる。 ・ 横浜市は市・県民税が高い。 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>住民税（市民税・県民税）の税額の計算方法や税率などは法律で定められており、特に条例に定めがない限り、基本的に自治体ごとに税額が変わることはありません。したがって、他の市に比べ、特に本市の市民税（個人分）が高いということはありません（ただし、県民税（個人分）については、神奈川県の水環境保全・再生のための超過課税が実施されているため、神奈川県下の市町村と同様に、その分、税額が高くなっています。）。</p>
<p>税制研究会の議論は税ありきで、委員の選任にも問題がある。 (7 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税制研究会の報告は税ありきの前提に立っての審議のように思える。 ・ 学識経験者を選定する時は、一般常識のある人に依頼した方がよい。 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>税制研究会は、平成 19 年 8 月の立ち上げ以降、「税はあくまでも政策目的実現のための手段であり、どのような施策を行うかが重要である」との認識のもと、環境創造審議会における議論とその提言、さらにその提言を受けた市の新規・拡充施策の検討状況について、逐次情報提供を受けながら議論を進めました。</p> <p>そのうえで、平成 20 年 7 月の横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）の公表を受けて、8 月に、最終報告書が出されたものです。</p> <p>また、税制研究会は、市の政策を前提にしたうえで、税制として、どのように貢献できる方策があるかについて、専門的な視点からの検討・意見をいただく機関として設置したもので、委員については、税財政の専門知識や市の税財政の検討に関する経験を重視して選任しています。</p>

<p>税制研究会で出された委員の意見で反映されていないものがある。 (2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 税制研究会の最終報告だけではなく、途中で出された意見が重要である。研究会で出された委員の意見で、反映していないものについては、なぜなのか明確にすべき。 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>税制研究会では、平成19年8月の立ち上げ以降、緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関して様々な議論が行われ、各委員の意見を取りまとめた結果として、平成19年12月の中間報告、翌平成20年6月の中間整理が行われ、これらを経て、同年8月に最終報告が提出されています。</p> <p>今回、ご意見をいただいた新たな税負担の案は、これらの報告等を総合的に検討したうえで、とりまとめ、お示ししたものです。</p>
<p>具体的にどのような施策を考えているのか、新たな税制の必要性について、分かりやすく説明されていない。 (2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策の進め方は標準的なスピードを超えて行う必要がある、必要な費用は標準的税負担による行政需要を超えた水準のコストである等、前提は省略しない方が理解しやすい。 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）を着実に推進し、緑豊かな環境を次世代に継承していくためには、各年度の財政状況にかかわらず、安定した財源の確保が必要となります。</p> <p>首都圏の中で好条件の立地環境にある横浜において、緑を保全・創造していくためには大きなコストを要し、他都市の行政需要や標準的税負担による行政需要を超える水準のコストと考えられます。</p> <p>このように、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）にかかる事業費は、本市に固有の財政需要であり、その受益は、市民である個人・法人に広く及ぶことから、市民税（個人・法人）均等割超過課税によって、市民の皆さまに広く・薄くご負担をお願いしていきたいと考えています。</p>

<p>他県の事例等を公表してほしい。 (1件)</p>	<p>他県等の先行事例については、本市ホームページの税制研究会のページに掲載していますので、ぜひご覧ください。</p> <p>なお、平成19年12月に公表しました「緑の保全・創造に向けた課税自主権活用に関する中間報告」にも資料として添付されています。</p>
<p>月々自分の指定口座から月極めで払う方法を考えてほしい。 (1件)</p>	<p>新たな税負担の案は、市民税（個人・法人）均等割への超過課税を課税手法としていますので、実施の際には、通常の市民税・県民税と一括で納税いただくこととなります。納税にあたり、口座振替制度をご利用いただくことにより、原則として、各期（1～4期）の納期限の日に、ご指定の口座から振り替えさせていただくこととなります（給与所得者で給与からの特別徴収等による場合を除きます。）。</p>
<p>初年度以降の税額、税率はどうなるのか。 (1件)</p>	<p>平成21年度から25年度までの5か年間、同じ900円、9%の税率を予定しています。</p>
<p>超過課税に関してはいいが、みどりアップ計画に充てるのではなく、まず、横浜市の赤字に充てるべき。 (1件)</p>	<p>今回の新たな税負担は、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）にかかる事業費が、本市固有の財政需要であり、他都市の行政需要や標準的税負担による行政需要を超える水準のコストと考えられることから、導入をお願いしているものです。</p> <p>確かに、本市の財政運営では、毎年、大幅な財源不足への対応が必要となる状況にありますが、これについては、まずは、引き続き徹底した事務事業の見直しをはじめとする内部努力によって対応するとともに、国や県からの更なる税源移譲についても、あわせて取り組んでいきます。</p>

<p>市の原案が減額されると、金額そのものの妥当性が問題になり、みどりアップ計画そのものの妥当性も問われる。</p> <p>(1件)</p>	<p>税率の引き下げに伴う影響（財源不足への対応）等については、今後、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）の根幹を損うことなく事業を推進できるよう、事業の優先付けなどを含め、検討していきます。</p> <p>なお、財源確保については、新税以外の方法などを含め、更なる内部努力も重要であり、今後とも、様々な工夫を行っていきます。</p>
--	--

(3) 行財政改革等、行政の内部努力について

ア 提出されたご意見の分類

ご意見の分類	ご意見の件数
行財政改革による財源確保を求めのご意見	209 件
寄附・募金の拡充などによる財源確保を求めのご意見	27 件
合 計	236 件

イ ご意見の主旨とそれに対する現時点の考え方

(ア) 行財政改革による財源確保を求めのご意見 (209 件)	
ご意見の主旨	現時点の考え方
<p>職員定数の削減や給与の引き下げ、無駄な事務事業の見直し、外郭団体の整理等によって財源捻出すべき。</p> <p>(174 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 経費節減に努力を重ね、どうしても足りないお金は税金でまかなってもいい。市も努力しているというところを見せてほしい。 横浜市の予算規模から言えば 38 億円くらいはやりくり出来るはず。 政策の実行にあたって、歳出の枠内で優先順位を付けていくのがあなた方の仕事。 大型開発とかもっと削るべきことがある。 既存の事業を見直して、不要な施設を処分して、外郭団体を廃止して、職員をリストラして、「これだけやりましたがそれでもこれだけ足りません。増税をお願いします。」というのが筋だ。 日本一の大都市が、日本一税金が高くなるということは、日本一非効率であるということ。まず、なすべきことは非効率の是正である。 市職員の年収が高すぎる。職種ごと、年齢ごとに、民間との比較を行い公表すべきである。 	<p>本市では、他都市に先駆けて、様々な行財政改革を進めてきており、特に内部経費については、徹底した削減に努めながら市政を運営しています。</p> <p>具体的には、5年間の職員削減目標(▲1,900人)を2年前倒しで達成し、3年間で▲183億円の人件費削減を図り、人口1,000人あたりの職員数は政令指定都市で最少(5.71人)となっています。</p> <p>また、職員給与についても、政令指定都市で初めて、特殊勤務手当を原則廃止し、▲29億円を削減しました。</p> <p>このように様々な工夫を凝らし、事業や内部経費の見直しを進めることで、これまでも毎年200億円を超える収支不足に対応してきたところです。</p> <p>21年度予算編成にあたって、ゼロベースからの事務事業の見直しを全庁的に取り組んでいるところです。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 200 億程度の人件費削減では先が心配。特殊な手当等を廃止したくらいを自慢しているようでは困る。 市民にバランスシートを公表すべき。それで財源の無駄が把握できる。 横浜市は破産しないように財政を立て直すことが最重要課題。支出予算の削減にもっと努力すべき。増税を考える前に、オンブズマン制度、会計監査制度等々を考えた方が賢明。 <p style="text-align: right;">等</p>	
<p>G30 関連の地元還元等を見直し、緑の保全に充てるべき。</p> <p style="text-align: right;">(17 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> G30の地域還元の一部を活用できないのか。 G30で節約できた分をまわせばよい。 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>G30 地域還元事業は、多くの方にG30にご協力をいただき、大きな成果をあげている中、地域での日頃の取組に感謝するため、市民の皆さまに分別していただいた資源物の売却収入を原資として、G30の成果の一部を地域に還元しているものです。事業費は、19年度、20年度とも3億円となっています。</p> <p>実施内容は、地域の様々なニーズや要望に対応できるよう、公益性があり地域で役立つ物品の配布、「地域G30活動委員会」の活動費に充てること、また、緑の保全に活用してほしいという要望にも応えられるよう、「よこはま協働の森基金」への寄附もメニューに加え、これらの中から地域で選択していただくこととしています。</p> <p>このような事業の趣旨・目的と内容から、G30 地域還元事業の事業費の全てを、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）の事業費として活用することは考えていません。</p>
<p>開港 150 周年記念事業を見直して財源捻出するべき。</p> <p style="text-align: right;">(11 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開港 150 周年事業はなくても市民は困らない。一時のお祭り騒ぎに金を使うぐらいなら緑地の保全に振り向ければよい。 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>開港 150 周年記念事業は、これからの150年を見据えた都市・横浜の新たな価値の創造の契機とするために実施するものであり、米軍施設返還と跡地利用の推進など、将来の横浜につながる施策を実施するとともに、記念イベントを開催し、365万市民の皆さんとお祝いすることは、意義深いものであると考えます。</p>

<p>みなとみらい地区等の大企業向け予算を削って財源捻出するべき。 (4件)</p> <p>等</p> <ul style="list-style-type: none"> 大企業に対する誘致活動のために使っているお金をやめればいい。企業立地のための補助金や固定資産税の減免をやめれば結構な金額になる。 	<p>これまで、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業などにより、みなとみらい21地区の道路・公園などの整備を行ってきましたが、平成22年度末終了予定の土地区画整理事業を含め、基盤施設整備は、ほぼ完了しています。こうした都市基盤の整備は、計画的な街づくりを進めるうえで欠かせないものであると考えています。</p> <p>また、企業立地促進条例を活用した企業誘致がありますが、これらは、市内企業の事業機会の拡大や市民雇用の確保など、経済活性化を図るとともに、立地した企業からの新たな市税収入が見込まれ、本市の財政基盤強化にも寄与するものと考えています。</p>
<p>市債を活用すべき。 (2件)</p> <p>等</p> <ul style="list-style-type: none"> ある市は、20億円の市債を発行して業者から緑地を買い取った。 	<p>ご指摘のとおり、緑地保全を目的とした特定の公募債を発行する自治体もあるようです。</p> <p>一方、こうした公募債の発行にあたっては、利息の支払い以外に金融機関の手数料や広報宣伝費がかかり、しかも一般的に発行額が小額で小口の購入者が多いことから、その他の市債と比べ割高になるなどコスト面での課題もあります。</p> <p>市債の活用にあたっては、こうした点への留意も必要であると考えています。</p>
<p>市債の活用は控えるべき。 (1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来にわたって負担を強いることになる市債に頼ることは極力控えるべき。 	<p>厳しい財政状況にあっても、将来的に市債残高を着実に減らしていくとともに、過去の債務に対して適切に対処していくことにより、将来にわたり「持続可能な財政の確立」を目指していく必要があります。</p> <p>一方で、市債は、世代間の負担の公平化を図るという機能も有しておりますので、これからも一定の財政規律のもとで、社会資本の整備に有効に活用していきたいと考えています。</p>

(イ) 寄附・募金の拡充などによる財源確保を求めるご意見 (27件)	
ご意見の主旨	現時点の考え方
<p>寄附、募金等による資金の確保に努めるべき。 (17件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の大切さを市民にPRし、理解を得て寄附、募金等による資金の確保に努める。 ・ 募金やチャリティーでお金を集める。年に何回か行っていけば、市民も緑に対する自覚が出てくる。 <p>等</p>	<p>計画に必要となる財源の確保に向け、緑化イベントなど様々な機会を通じ、寄附金の募集や募金活動を積極的に行うほか、企業からの支援や協賛金の協力依頼などを実施していく予定です。 あわせて、いわゆる「ふるさと納税」の制度を活用した寄附金の募集にも努めていきます。</p>
<p>横浜みどりアップ計画に反するものから罰金や違反金、協力金を徴収すべき。 (6件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜みどりアップ計画に反するものから違反金を徴収する制度が必要。 <p>等</p>	<p>横浜みどりアップ計画に反する行為等について、罰金の対象とすることは考えていませんが、緑化のイベント等を通じ、寄附金や協力金の確保に努めていきます。</p>
<p>緑を活用して収益を上げるべき。 (3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興、農地保全として市民農園の拡充・有料化を検討する。 <p>等</p>	<p>横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）では、市民農園等を整備して、市民に貸し出すこととしており、これに伴う収入等についても検討していきます。</p>
<p>ネーミングライツを活用すべき。 (1件)</p>	<p>今年度から取組を始めました「企業提案によるネーミングライツ制度」の活用などによる財源確保にも取り組んでいきます。</p>

(4) 固定資産税・都市計画税の軽減について

ア 提出されたご意見の分類

ご意見の分類	ご意見の件数
固定資産税・都市計画税の軽減を求めのご意見	31 件
軽減に反対するご意見	2 件
合 計	33 件

イ ご意見の主旨とそれに対する現時点の考え方

(ア) 固定資産税・都市計画税の軽減を求めのご意見 (31 件)	
ご意見の主旨	現時点の考え方
<p>山林等の固定資産税を軽減し、緑地の確保に力を入れるべき。 (23 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地保全制度等の拡充を図り、固定資産税の軽減による緑地の確保にもっと力を入れるべきだ。 ・ 横浜の緑の多くが民有地に依存していることを考えると、土地所有者の固定資産税の負担をなくすのは良い方法だ。 ・ 市街化区域内にある斜面緑地について、固定資産税、相続税の大幅な減免方を設けられたい。 <p>等</p>	<p>本市では、緑の環境をつくり育てる条例に基づいて指定された緑地（市民の森、緑地保存地区等）について、固定資産税・都市計画税の減免措置（全額減免）を講じています。今後、広くこの制度の周知を進め、対象の拡大を図っていきます。</p>
<p>既存の宅地等で多くの緑を確保している所有者の固定資産税を軽減すべき。 (4 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 500 坪、1,000 坪の宅地を所有する方に対する固定資産税の免税はないものか。 ・ 定められた本数以上や規定のない部分への植樹をした人には助成金を出してほしい。 <p>等</p>	<p>今回、緑の保全・創造を推進するため、新たに、緑化認定証の交付を受けた一定の要件を満たす建築物敷地について、固定資産税・都市計画税の軽減措置を導入していきたいと考えています。</p>

<p>軽減の対象を小規模なものにまで広げるべき。</p> <p>(2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての敷地を調査し、500 m²以下の建築物も対象にしてほしい。 <p>等</p>	<p>緑化認定証の交付を受けた一定の要件を満たす建築物敷地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置については、前提となる「緑の環境をつくり育てる条例」などでの緑化の協議が500m²以上の建築物敷地を対象としていることから、軽減する緑地部分の確認などのため、軽減措置の対象についても500m²以上としています。</p>
<p>市街化調整区域の農地について、固定資産税の減額をしてほしい。</p> <p>(1件)</p>	<p>農家の敷地内等にある一定の農業用施設用地について、一般農業用施設用地の税額との差額相当額の軽減措置を導入していきたいと考えています。</p> <p>なお、市街化調整区域内の農地については、宅地等農地以外の土地や市街化区域内の農地と比較すると、現時点でも、既に低く抑えられていると考えますので、これ以上の軽減は困難です。</p>
<p>固定資産税が負担ということであれば、市で物納を認めるようにしてはどうか。</p> <p>(1件)</p>	<p>物納制度は、相続税について、即時金銭納付が一般的に困難であるという理由から認められています。しかし、その他の国税や地方税では認められておらず、本市において、固定資産税の納付に物納制度を導入することは困難です。</p>

(イ) 軽減に反対するご意見 (2件)	
ご意見の主旨	現時点の考え方
<p>工場建設や大規模マンション開発等で緑を減少させたにもかかわらず、一定の緑化を行った敷地の固定資産税等を減免する制度は賛成できない。</p> <p>(1件)</p>	<p>今回の軽減措置（緑化認定証の交付を受けた一定の要件を満たす土地）は、緑の環境をつくり育てる条例等に定められた基準を超えた緑化の誘導を図るもので、税制研究会の最終報告においても、インセンティブ効果が見込まれるとのご意見をいただいています。</p> <p>このような観点から、今回、新たな税制の一環として、導入していきたいと考えています。</p>
<p>期間限定の優遇措置は不公平。</p> <p>(1件)</p>	<p>緑を保全・創造する取組は、長期・継続的な視点に基づいて行う必要がありますが、一方で、軽減措置を講ずる以上、期間を区切って目標を定め、しっかりと軽減効果の検証を行っていく必要があると考えています。</p> <p>まずは、5年間でしっかりと取組を進め、その後については、その間の成果の検証等を踏まえて、検討していきたいと考えています。</p>

(5) その他について

ア 提出されたご意見の分類

ご意見の分類	ご意見の件数
市民の皆さまへの周知の進め方等についてのご意見	136 件
合 計	136 件

イ ご意見の主旨とそれに対する現時点の考え方

(ア) 市民の皆さまへの周知の進め方等についてのご意見 (136 件)	
ご意見の主旨	現時点の考え方
<p>もっと市民の意見を聴いて進めるべきであり、拙速に進めるべきではない。 (77 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の大多数はみどり新税を知らない。 市民に新たな負担を押しつける前に、徹底して市民の意見をくみ上げるべき。 緑新税について、市民の間でどれぐらい議論されたのか、論議不足なのではないか。 もう少し、行政側が地域住民にみどり税が必要とされる理由を丁寧に説明し周知徹底を図るべき。 8月の市民アンケートは対象者が少なく、これによって市民が理解しているとはならない。 選挙で信を問うてからにすべき。 <p>等</p>	<p>今年7月に横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）がまとめられて以来、税制研究会の最終報告、1万人・1千社アンケートの実施結果等を踏まえ、本市としての税制案をとりまとめ、10月18日から、意見募集を行ってきました。</p> <p>今回の意見募集は、市会でご審議いただく条例案を取りまとめるために実施したのですが、他に実施した団体説明会や地域説明会などの場で提起された意見も、意見募集の整理結果と、ほぼ同様の項目となっており、いただきました711通、1,893件の意見によって、条例案の前提として検討すべき事項については、把握することができたものと考えています。</p>

<p>広報紙の内容がわかりづらい。 (20件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「緑を守る」というタイトルではなく、新たな税負担を求めていることを明確にして広報すべきである。 ・ 活字が小さすぎ、内容がわかりづらい。 ・ 緑減少の要因が理解できる資料とすべき。 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>今回の横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の推進に向けた新たな税制案については、「税はあくまでも政策目的実現のための手段であり、どのような施策を行うかが重要である」との認識のもと、検討を進めてきました。</p> <p>このような観点を踏まえ、広報紙の作成にあたっては、まずは前提となる緑の状況やそれに対する横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）の取組を前面に掲げているものです。</p> <p>活字が小さすぎるなど、ご指摘については、今後の広報紙の作成に活かしていきます。</p>
<p>市民意見募集期間が短すぎる。 (17件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施期間が1か月足らずとはあまりにも早急ではないか。 ・ こんなに早急に案内と返事とは無理な話だ。 ・ 期間が短く、本当に市民の意見を聞く気があるのか疑問。 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>今回の市民意見募集は、他のパブリックコメントや市民意見募集等の期間とほぼ同等の期間で実施しています。</p>
<p>市民意見募集の周知が足りない。 (16件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙を全戸配布すべき。 ・ 地区センターや図書館に広報紙がなかった。 ・ 市民に周知徹底させるには自治会の回覧がかなり効果的だ。 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>今回の意見募集は、議会でご審議いただく条例案の作成にあたり、市民の皆さまにご意見を伺って必要な反映を行うことを目的とし、本市のパブリックコメントの例にならって実施したものであります。多数のご意見（711通）をいただき、条例案で検討すべき点等については、皆さまのご意見の傾向を把握することができたものと考えています。</p>
<p>市政のあり方を変更すべき。 (6件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者対策等市政の変更を考えよ。 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>ご意見として、今後の市政運営の参考とさせていただきます。</p>